

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」変更

5月8日付で厚労省が変更した新たな「相談・受診の目安」は以下の通り。
なお、新たな「目安」発表時の会見で加藤厚労大臣は、今までの「目安」について国民側が「誤解」をしていたという趣旨の発言しています。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
- ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみならず、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかるときのお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

新型コロナ感染症関連情報

（高知新聞 5.9 付）

- 首相 迅速な家賃支援指示
- 薬や医療機器国産化推進
- 休業要請 10 県が全面解除
- 半数がバイト収入減
県内大学生 7 万円が 0 円も
- コロナ県内介護現場疲弊
7 事業所が自主休業
- ドライブスルーで検体採取
県が検査場公開
- 困窮学生へ 10 万円
文科省準備 50 万人対象
（高知新聞 5.9 付夕刊）
- 抗原検査キット 13 日承認
医療現場で 15 分判定
- コロナに災害法制適用を
（高知新聞 5.10 付）
- 新受診目安 保健所逼迫か
（高知新聞 5.11 付）
- 緊急事態 34 県解除検討
- 東京や石川 病床逼迫
全国 確保目標の半数以下
（日経 5.10 付）
- 新興国感染、先進国抜く
- コロナ重症度 CTで判定
（しんぶん赤旗 5.3 付）
- 頑張るほど減収 国は医療支援進めよ 全国公私病院連盟会長語る
（しんぶん赤旗 5.11 付）
- 感染拡大に緯度・気温は無関係 カナダ医学会研究結果発表

新型コロナ対応、特定疾患療養管理料は、同月で対面と電話再診で1回ずつ併算定可能

新型コロナウイルス感染防止対応の電話等による診療での特定疾患療養管理料（「慢性疾患の診療」147点）は月1回のみ算定可能ですが、同月に対面による指導管理を行った場合、対面による特定疾患療養管理料の算定1回と、電話等による診療での算定1回、計2回の算定ができると、保団連への厚労省からの回答（口頭）がありました。5月5日付の「高知保険医協会ニュース」に「同月に対面診療での特定疾患療養管理料との併算定はできない」と記載しましたが、訂正させていただきます。

疑義解釈その9、その10 発出

「その9」は、医科「重症度、医療・看護必要度評価方法変更」等、歯科「健診等からの移行の場合の歯管・長期管理加算」算定等。「その10」は、レムデシビルやアビガンの保険診療との併用等。